

©東京新聞



Dr. 松井英男の 在宅医療のカルテ

爪のケア

高齢者の爪切りは、介護現場でよく行われるケアのひとつです。省の通達で、爪切り自体は医療行為ではないと解釈されました。医療行為の行えない介護職員が行つても問題ありません。しかし、これは、あくまで「正常な爪」の場合。高齢者の爪は正常であることは少ないので、医師への依頼も多いのです。

切らずに削って処置



例え、分厚く変形した「肥厚爪」を切るのは難しく、当院ではグラインダーで処置します。爪を削り、よい形にするわけで、ガラスや金属を加工する道具を用います。このような处置は、靴下をはくときにひつかからな

いようにする、隣の指がけがをしないようにする、などを目的として日ごろ行われます。

かつて、「爪切り事件」が話題になりました。病院で看護師が寝たきりの患者の爪を切ったところ、けがを負わせてしまい、高齢者の虐待、傷害罪の容疑

で逮捕されたショッキが発生しました。このように看護現場では爪切りに対する結果が外傷になってしまったことがあります。介護職員が行つても問題ありませんが、必要に応じて日ごろ行われます。

結局、看護師は故意ではなく、必要に応じて行つた結果が外傷になりました。このように看護師は、患者の不利益につながってしまつたことが、患者の不利益につながつてしまつたところ、けがを負わせてしまった、

ということです。このように看護現場では爪切りに対する結果が外傷になってしまったことがあります。介護と医療の連携をスムーズに行つためにも、各人がプロフェッショナルな意識をもつて気持ちよく仕事をしたいものです。

(川崎高津
診療所院長)
次回は八

グラインダーで爪を削る 川崎市で

月十四日掲載